

# INFORMATION

(4)離婚時の厚生年金の分割制度開始

平成19年4月1日以降に離婚された場合、その婚姻期間中の厚生年金を、当事者間で合意した割合に基づき分割することができるとの制度です。

分割を受けた方は、ご自身の支給開始年齢から分割後の老齢厚生年金を受給することになります。

ただし、老齢厚生年金を受給するためには、ご自身の年金加入期間（分割を受けた期間を除く）が、原則25年必要です。

○手続き：年金分割の請求書に戸籍謄本や分割割合を定めた必要書類を添付して社会保険事務所へ提出してください。

※当事者の合意または、裁判手続により分割割合（50%上限）を定める必要があります。

※社会保険事務所において、年金分割のために必要な割合等に関する情報提供を行っています。

※年金分割は、原則として離婚をした日の翌日から2年以内に請求する必要があります。

があります。

(5)申出により年金を受け取らないことができます。

基礎年金（国民年金）・厚生年金とも本人の申出で年金の金額を受け取らないという選択ができます。

この受取辞退の申出をしたときは、その翌月分からの年金の支給が停止されます。

一度申し出た年金停止はいつでも撤回し再給付を受けることができます。再給付の申出をしたときは、その翌月分から年金が支給されます。

※この申出をした場合、年金はさかのぼって支給されません。また、金額が増額されることはありません。

## ◇免除の申請について

国民年金の保険料が納付困難な場合には、免除制度が利用できますが、平成18年7月から平成19年6月までの期間について申請できるのは、平成19年7月末までとなっています。

## ▼問い合わせ先

住民生活課戸籍係

☎29-2111（内線43）

## ■滝上町国民保護計画がまとまりました■

平成16年9月に「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（国民保護法）が施行されました。

この法律に基づき、都道府県では平成17年度に国民保護計画を作成しており、市町村も、平成18年度中に国民保護計画を作成することになっていました。

町では昨年7月に国民保護協議会に計画作成について諮問、審議の後、答申を受けて、本年2月に北海道との正式協議を経て、「滝上町国民保護計画」が決定しました。この「計画」を3月に町議会に報告しましたので、ここに「計画」の概要についてお知らせします。

## ○ ○ ○ ○ 計画の概要 ○ ○ ○ ○

### ◇はじめに

町は、武力攻撃事態などが発生した場合、町民の避難、救援など、町の責務を果たすため、関係機関と相互に連携しながら、武力攻撃事態などに迅速かつ的確に対処できる万全の体制を整備することが必要です。

滝上町国民保護計画は、国の国民の保護に関する基本指針及び北海道国民保護計画と整合性を図り、武力攻撃事態等から住民の生命、身体、財産を保護するため必要な事項を定めるもので、全5編で構成されています。

### ◇第1編 総論

計画作成の目的や国民保護に関する基本方針など、計画全体の基本的事項について定めています。

### ◇第4編 復旧等

武力攻撃事態等の被災時、または事態収束後において、被害を受けた施設等への応急措置、災害復旧などについて定めています。

### ◇第2編 平素からの備えや予防

武力攻撃事態等が起こったとき、国民保護措置等を的確かつ迅速に行えるよう、平素から取り組むべき事項や職員の参集基準などについて定めています。

### ◇第5編 緊急事態への対処

大規模テロなどにおける国民保護措置については、武力攻撃事態等への対処に準じて行うことを定めています。

### ◇第3編 武力攻撃事態等への対処

武力攻撃事態等が発生した場合における町の対応全般について定めています。

## ▼問い合わせ先

住民生活課生活環境係

☎29-2111（内線44）



かつら まき 桂 卷 正 さん(48) →

滝上町国民健康保険病院

- ①旭川市 ②札幌医科大学 ③溪流釣り ④ガーデニング  
 ⑤前院長が退職することとなり、後任の院長として地域医療を守るために札幌から来ました。医療を取り巻く環境は年々厳しくなり、地域医療は崩壊の危機にあります。滝上町の医療を守り抜きたいと思っておりますので、町民のみなさんの御協力をお願いしたいと存じます。  
 ①出身地 ②前任地 ③趣味 ④特技 ⑤何か一言



← ふな き しょう た 船 木 翔 大 さん(23)

滝上町役場総務課

- ①置戸町 ②北海道文教大学 ③体を動かすこと ④野球、スキー、卓球 ⑤滝上町は今まで訪れたことはなかったものの、全国的に有名な芝ざくらや「童話村」という町づくりにとても魅力を感じ、一度住んでみたいと思っていました。今回滝上町の一員となれたことを嬉しく思っています。新人でまだ何もわかりませんが、町民の皆さんの為一生懸命頑張りますのでどうぞよろしくをお願いします。  
 ①出身地 ②出身校 ③趣味 ④特技 ⑤何か一言



※転勤や採用により、新たに滝上町で働く人を紹介するコーナーです。

情報がありましたら取材に伺いますので、役場開発振興室情報係までお知らせください。

## 山火事に注意しましょう

今年も空気が乾燥し林野火災の最も危険な時期となりました。

■林野火災予防危険期間	4月 1日～6月30日
■林野火災予防強調期間	4月15日～5月31日

- ◎ 林野火災原因のほとんどが火の不始末等、人為的なものであり、気象条件も大きく影響しますので火の取り扱いには十分注意が必要です。
- ◎ 山に入るときは、必ず入林許可を受けてください。
  - ・国有林 ⇒ 網走西部森林管理署西紋別支署
  - ・町有林 ⇒ 滝上町
  - ・民有林 ⇒ 森林所有者



滝上町・網走西部森林管理署西紋別支署・滝上町森林愛護組合連合会